

Q&A

目次

- (問 1) 認定NPO法人制度とは、どのような制度でしょうか。
- (問 2) 認定等を受けたいと考えていますが、どこに相談すればよいでしょうか。
- (問 3) 認定等の申請は、NPO法人設立後、いつからすることができますか。
- (問 4) 設立から5年以上を経過している場合は、特例認定を受けることができないのでしょうか。
- (問 5) 所轄庁の認定等の審査に当たり、申請法人の実態確認が行われますか。
- (問 6) 認定等の申請を行ったNPO法人に対して、その申請に対する結果は通知されるのですか。また、有効期間が満了して認定が失効した場合、所轄庁からNPO法人に通知されるのですか。
- (問 7) 認定、特例認定の更新をすることはできますか。
- (問 8) 寄附者名簿を作成していないと認定されませんか。
- (問 9) 寄附者名簿にはどのような内容を記載すればよいのでしょうか。
- (問10) パブリック・サポート・テスト（P S T）の判定に当たって、会費を寄附金として取り扱うことはできるのでしょうか。
- (問11) 寄附者の氏名（名称）だけ判明していれば、その寄附金は、パブリック・サポート・テスト（P S T）の判定に含めてもよろしいのでしょうか。
- (問12) NPO法人等が寄附者から古本を寄贈（現物寄附）され、当該古本を業者に買い取ってもらったところ5千円に換金できました。この場合、当該古本（現物寄附）の換金額を寄附金としてパブリック・サポート・テスト（P S T）の判定に含めてよろしいのでしょうか。
- (問13) NPO法人の設立に当たり、当該NPO法人の前身の団体から財産を受け入れた場合には、当該受入財産については寄附として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算してもよろしいのでしょうか。
- (問14) 特定非営利活動に係る事業に加え「その他の事業」を行っており、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を作成していますが、パブリック・サポート・テスト（P S T）について相対値基準を採用する場合、総収入金額には、「その他の事業」に係る収益も含めなければならないのでしょうか。
- (問15) 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、どのようなものをいうのですか。
- (問16) 社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等はパブリック・サポート・テスト（P S T）の計算上、国の補助金等として計算してもよいのでしょうか。
- (問17) 認定NPO法人の認定基準（PST算定）における休眠預金等からの助成金の除外とはどのような制度ですか。
- (問18) パブリック・サポート・テスト（P S T）の判定に当たって、絶対値基準を

採用する予定ですが、寄附者数は具体的にどのように算出すればよいのでしょうか。

- (問19) パブリック・サポート・テスト（P S T）について絶対値基準を採用した場合、寄附者数に含めた者・含めなかった者の区別を寄附者名簿に記載する必要がありますか。
- (問20) 絶対値基準において寄附者数を算出するに当たり、役員からの寄附金かどうか、生計を一にするかどうかは、いつの時点で判断すればよいのでしょうか。
- (問21) 寄附者（又は役員）と生計を一にする者とは具体的にどのような者を指すのでしょうか。
- (問22) 絶対値基準において、同一人物が年度をまたいで数回に分けて寄附している場合、寄附者数はどのように計算するのでしょうか。
- (問23) 近所にお住まいのご夫婦から3,000円（夫から2,000円、妻から1,000円）の寄附金を受領しました。この場合、寄附者単位で見ると3,000円未満の寄附となるため、絶対値基準においては、寄附者に含まれないのでしょうか。
- (問24) 条例による個別指定とはどのようなものですか。
- (問25) 条例の個別指定を受けたNPO法人ですが、条例を制定した都道府県（又は市区町村）内には当NPO法人の事務所はありません。この場合でも、パブリック・サポート・テスト（P S T）基準を満たすこととなりますか。
- (問26) 条例による個別指定はいつの時点で受けていけばよいのですか。
- (問27) 運営組織に関する要件のうち「配偶者及び3親等以内の親族」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。
- (問28) 運営組織に関する基準のうち「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。
- (問29) 経理に関する基準に「公認会計士又は監査法人の監査を受けていること」というものがありますが、小さな規模の法人でも必ず監査は受けなければならないのでしょうか。
- (問30) 経理に関する基準に「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われている」こととありますが、どのような帳簿書類の備付けなどが必要ですか。
- (問31) 将来の特定非営利活動事業に充てるための積立金は、認定基準等のうち、「総事業費のうち80%以上を特定非営利活動事業費に充てること」及び「受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動事業費に充てること」の両基準において「特定非営利活動事業費」に含めることができますか。
- (問32) 役員が認定又は特例認定の取消しを受けた他の法人の理事を兼ねていたことを知らなかった場合であってもその法人は欠格事由の対象となるのでしょうか。
- (問33) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの（法第47条第4号）とはどのような状態をいうのですか。

- (問34) 活動計算書と収支計算書では認定基準等の計算の仕方は違うのですか。
- (問35) 事業年度終了後の報告のほかに、認定NPO法人等が所轄庁に提出しなければならない書類はありますか。
- (問36) 認定NPO法人等が寄附者に対して発行する領収書には、形式の定めはありますか。
- (問37) 認定が取り消された場合の取戻し課税とはどのような制度でしょうか。
- (問38) 認定NPO法人等に寄附をした場合に税制上の優遇措置を受けるためには、どのような手続きが必要ですか。
- (問39) 認定又は特例認定の取消しを受けたNPO法人は、二度と認定を受けることはできないのでしょうか。
- (問40) どのような場合に認定、特例認定は取り消されますか。
- (問41) 認定基準等に適合しなくなった場合や、認定法人等としての義務違反があった場合、勧告・命令を経ずに取消しが行われることはありますか。
- (問42) 事業年度の途中で役員の親族割合基準を満たさなくなった場合、直ちに認定取消しとなるのでしょうか。
- (問43) 認定NPO法人等の合併認定等の基準適合は、どのように判定するのですか。

(問 1) 認定 NPO 法人制度とは、どのような制度でしょうか。

(答) NPO 法人のうち、一定の基準等に適合するものとして所轄庁の認定又は特例認定を受けた法人（以下「認定 NPO 法人等」といいます。）に対して支出した寄附について、次のような税制上の優遇措置が講じられています。

- ① 個人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした場合は、次のいずれかの控除を選択適用できます。

イ その寄附に係る支出金を特定寄附金とみなして、寄附金控除（所得控除）の適用（措法 41 の 18 の 2①）。

ロ その寄附に係る支出金について、認定 NPO 法人等寄附金特別控除（税額控除）の適用（措法 41 の 18 の 2②）

- ② 法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に損金算入限度額が設けられています。

認定 NPO 法人等に対する上記の寄附金の額については、特定公益増進法人に対する一定の寄附の金額と合わせて、特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額（以下「特別損金算入限度額」といいます。）の範囲内で損金算入が認められます。

なお、これらの合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法 37④、措法 66 の 11 の 2②）。

- ③ 相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人（特例認定 NPO 法人は対象となりません。）に対し、その認定 NPO 法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担を不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法 70①⑩）。

- ④ 認定 NPO 法人（特例認定 NPO 法人は対象となりません。）の収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をその収益事業に係る寄附金の額とみなすとともに（みなし寄附金）、寄附金の損金算入限度額は、所得金額の 50%又は 200 万円のいずれか多い額までとなります（法人法 37⑤、法人令 73①、法人規 22 の 5、措法 66 の 11 の 2①）。

- ⑤ 個人が認定 NPO 法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます（措法 40）。

(問 2) 認定等を受けたいと考えていますが、どこに相談すればよいでしょうか。

(答) 認定又は特例認定の手続が円滑に進められるよう、各所轄庁において申請に関する相談等を行っていますので、まずは所轄庁となっている各都道府県又は指定都市にご相談ください。（主たる事務所を香川県内に置く NPO 法人は、香川県 政策部 男女参画・県民活動課にご相談ください。）

事前相談は任意の手続ですが、認定等の申請を行う皆様と各所轄庁の双方が、認定基準等についての理解を共有するためのものであり、この事前相談を行うことにより、認定等の申請を行う皆様にと

っては、申請時に必要な資料作成事務を効率的に行うことができるため、事前相談を積極的にご活用されることをお勧めします。

(問 3) 認定等の申請は、NPO 法人設立後、いつからすることができますか。

(答) 認定又は特例認定を受けるためには、申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していることが基準とされています(法45①八、59①一)。

したがって、申請書を提出する事業年度の初日が、設立の日から1年を超える期間が経過していれば、認定又は特例認定の申請をすることができます。

例えば、事業年度の期間が1年である法人について、その設立初年度が1年に満たない期間となっている場合には、事業年度の期間が1年である第2期が終了し、設立後の第1期及び第2期の事業報告書等を作成し、所轄庁に提出していれば、設立の日以後1年を超える期間が経過していることとなりますので、認定又は特例認定の申請をすることができます。

(問 4) 設立から5年以上を経過している場合は、特例認定を受けることができないのでしょうか。

(答) 特例認定は、申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない NPO 法人であることが基準の1つとなっています(法59①二)。

(問 5) 所轄庁の認定等の審査に当たり、申請法人の実態確認が行われますか。

(答) NPO 法人から認定等の申請書が提出されると、所轄庁の職員が当該申請書の内容等を確認するために申請法人に臨場し、実態確認を行います。

実態確認においては、認定基準等の適合性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として、以下のような書類の提示(又は提出)をお願いします。

確認させていただく書類の例		(参 考) 確認する主な認定基準
1	NPO 法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
2	NPO 法人の職員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
4	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	不正行為等に関する基準
		パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、	事業活動に関する基準
		活動の対象に関する基準

	募集内容等)、支出先など)	事業活動に関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
7	絶対値基準(寄附金額の合計額が年 3,000 円以上の者の人数が年平均 100 人以上)の算出方法がわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
8	条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
9	助成金・補助金を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	パブリック・サポート・テストに関する基準
10	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準
11	NPO 法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及び NPO 法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準

(注) 上記は、確認させていただく資料の一例であり、認定審査等の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

**(問 6) 認定等の申請を行った NPO 法人に対して、その申請に対する結果は通知されるのですか。
また、有効期間が満了して認定が失効した場合、所轄庁から NPO 法人に通知されるのですか。**

(答) 所轄庁は、認定等をしたときはその旨を、認定等をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、認定等の申請を行った NPO 法人に対して速やかに書面により通知しなければならないこととされています(法 49①、法 62)。

また、所轄庁は、認定又は特例認定をしたときは、インターネットその他の適切な方法により、次の事項を公示しなければならないこととなっています(法 49②、62)。

- ① 当該認定 NPO 法人等の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- ④ 当該認定の有効期間
- ⑤ その他都道府県又は指定都市の条例で定める事項

なお、有効期間の満了等により認定又は特例認定の効力を失った場合には、所轄庁から NPO 法人に対する通知はされませんが、所轄庁は、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならないこととされています(法 57②、62)。

(問 7) 認定、特例認定の更新をすることはできますか。

(答) 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して 5 年となっており、認定の有効期間の満了後、引き続き認定 NPO 法人として活動を行おうとする認定 NPO 法人は、有効期間の満了の日の 6 カ月前から 3 カ月前までの間に、所轄庁の条例で定めるところにより、有効期間の更新の申請書を提出し、有効期間の更新を受けることができます(法 51②③⑤)。

また、特例認定の有効期間は所轄庁による特例認定の日から起算して 3 年となり、特例認定の有効期間が経過したときは、特例認定は失効します(更新はできません)ので、特例認定の有効期間中又は有効期間経過後に認定 NPO 法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。なお、特例認定 NPO 法人が、認定 NPO 法人として認定を受けたときは、特例認定の効力を失います(法

61)。

なお、認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該更新申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります（法51④）。

（問 8）寄附者名簿を作成していないと認定されませんか。

（答） 法令上、相対値基準又は絶対値基準による申請の場合、実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿については、初回の認定申請書に添付しなければならないこととされているため、寄附者名簿を作成していなければ認定基準を満たさないこととなります（法44②一）。

また、認定又は特例認定後においても、毎事業年度初めの3カ月以内に、条例で定めるところにより、前事業年度の寄附者名簿を作成し、その作成の日から起算して5年間（特例認定の場合は3年間）その事務所に備え置く必要があります（法54②、62）。

したがって、認定、特例認定を受けることをお考えの方は、寄附者名簿を確実に作成・保管しておく必要があります。

（問 9）寄附者名簿にはどのような内容を記載すればよいのでしょうか。

（答） 寄附者名簿には、原則として、寄附者全員の「氏名（法人・団体にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日」を記載する必要があります。

ただし、匿名で行われた寄附や1,000円に満たない少額の寄附については、例えば、「匿名寄附 ○ 口 計○円」、「少額寄附 ○ 口 計○円」というように省略して記載しても差し支えありません。

（問 10）パブリック・サポート・テスト（PST）の判定に当たって、会費を寄附金として取り扱うことはできるのでしょうか。

（答） 「寄附金」とは、支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与と考えられます。一方、「会費」とは、サービス利用の対価又は会員たる地位にあるものが会を成り立たせるために負担すべきものであって、寄附金と異なり対価性を有するものと考えられます。

したがって、会員から受領する「会費」については、一般的には、パブリック・サポート・テスト（PST）の判定上、寄附金の額として取り扱うことはできません。

ただし、会費という名目であっても、定款や規約等から実質的に判断して、明らかに贈与と認められる会費（すなわち対価性が認められない会費^(注)。いわゆる「賛助会費」がこれに該当する場合があります。）については、その名称にかかわらず、パブリック・サポート・テスト（PST）の判定上、寄附金として取り扱って差し支えないこととしております。

なお、絶対値基準においても同様に、定款や規約等から実質的に判断して、明らかに贈与と認められる会費については、その名称にかかわらず、パブリック・サポート・テスト（PST）の判定上、寄附金として取り扱って差し支えないこととしております。

（注） 対価性の有無の判断に当たっては、例えば、不特定多数の者に対して無償で配布される機関誌等を会員が受け取っている程度であれば、対価性がないものとして取り扱われます。

（問 11）寄附者の氏名（名称）だけ判明していれば、その寄附金は、パブリック・サポート・テスト（PST）の判定に含めてもよろしいのでしょうか。

（答） パブリック・サポート・テスト（PST）の判定上寄附金として取り扱わないこととされている「寄附者の氏名（法人・団体にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金」とは、

寄附者の確認（寄附者の特定）ができない寄附金のことを指しますので、パブリック・サポート・テスト（PST）上の寄附金として取り扱うためには、寄附者が確認（特定）できること、つまり、氏名（名称）のみならずその住所又は主たる事務所の所在地も明確になっている必要があります。

したがって、お尋ねのような、氏名（名称）以外分らない寄附金については、パブリック・サポート・テスト（PST）の判定上の寄附金として取り扱うことはできません^{（註）}。

例えば、口座振込による寄附金で氏名以外分らない場合には、寄附者が特定されているとはいえ、「寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附金以外の寄附金」に該当し、パブリック・サポート・テスト（PST）の判定上、寄附金として取り扱わないこととなります。

（注） 相対値基準で小規模特例の適用を受ける場合には寄附金として取り扱うことができます。

（問 12） NPO 法人等が寄附者から古本を寄贈（現物寄附）され、当該古本を業者に買い取ってもらったところ 5 千円に換金できました。この場合、当該古本（現物寄附）の換金額を寄附金としてパブリック・サポート・テスト（PST）の判定に含めてよろしいでしょうか。

（答） NPO 法人が寄附者からの現物寄附を受け入れた場合には、当該現物寄附が経済的価値のある場合には受入時の時価で適正に評価し、パブリック・サポート・テスト（PST）の判定上、寄附金の額に含めることができます。

したがって、お尋ねのような古本を寄附として受領した場合、当該 NPO 法人は当該古本を業者による換金により時価で適正に評価されたものとして、活動計算書において受取寄附金勘定中の資産受贈益（例えば古本受贈益）として当該金額を計上することにより、パブリック・サポート・テスト（PST）の相対値基準又は絶対値基準のいずれにおいても寄附金の額に含めて計算することができます。

なお、現物寄附を受けた法人が認定 NPO 法人等である場合には、当該認定 NPO 法人等が寄附者に領収書を発行することにより、寄附者は税制上の優遇措置を受けることができます（問 36、問 38 参照）。

（注） NPO 法人が受領した現物寄附が、例えば不要となった子どもの洋服（古着）など経済的価値がない場合には、時価ゼロ若しくは備忘価額 1 円として評価することとなります。

（問 13） NPO 法人の設立に当たり、当該 NPO 法人の前身の団体から財産を受け入れた場合には、当該受入財産については寄附として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算してもよろしいのでしょうか。

（答） 新たに NPO 法人を設立し、その前身の団体が有していた財産をそのまま無償で引き継いだ場合には、新しく設立された NPO 法人と前身の団体とは法律上は別組織と考えられますので、前身の団体からの寄附として取り扱うこととなります。

したがって、当該受入財産については、寄附金（受入時の時価）として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算することとなります。

なお、前身の団体が単なる個人の集合体である場合には、NPO 法人に寄附した財産はそれぞれの財産所有者である個人からの寄附となりますので、それぞれの金額の計算を行う際には注意が必要です。

（問 14） 特定非営利活動に係る事業に加え「その他の事業」を行っており、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を作成していますが、パブリック・サポート・テスト（PST）について相対値基準を採用する場合、総収入金額には、「その他の事業」に係る収益も含めなければならないのでしょうか。

（答） パブリック・サポート・テスト（PST）について相対値基準を採用する場合、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を作成している場合であっても、「その他の事業」を含むすべての収益の部の合計額（経常収益計と経常外収益計の合計額）が、総収入金額となります。

(注1) 活動計算書における「固定資産売却益」(臨時的なものに限ります)は、PSTの相対値基準における総収入金額には含めなくても差し支えありません。その場合、認定基準等チェック表(第1表 相対値基準)の⑦欄の記載の必要はありません。

(注2) 活動計算書における「前期繰越正味財産額」は、PSTの相対値基準における総収入金額には含めないことに留意願います。

(問15) 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、どういうものをいうのですか。

(答) 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、補助金その他名称のいかんにかかわらず、反対給付を受けないで国等が、直接、NPO法人に対して交付するものをいいます。

したがって、国等以外の団体(例えば社会福祉法人等)が、反対給付を求めないでNPO法人に対して交付するもの(助成金等)については、この要件には該当せず、寄附金と同様に取り扱うことになります。

(注) 国等とは、国、地方公共団体、一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。

(問16) 社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等はパブリック・サポート・テスト(PST)の計算上、国の補助金等として計算してもよいのでしょうか。

(答) 国の補助金等とは、国、地方公共団体、一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関から直接交付されるものであり、社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等は国の補助金等には該当しないため、受入寄附金総額及び総収入金額に含めて計算することになります(法規5①一)。

なお、受入寄附金総額に含めて計算することができる助成金等は、対価性がないものに限られます。

(問17) 認定NPO法人の認定基準(PST算定)における休眠預金等からの助成金の除外とはどのような制度ですか。

(答) 税制上の優遇措置の対象となる認定NPO法人制度において、認定の際に広く市民からの支援を受けているかどうかの判定に用いるPST算定式から、休眠預金等からの助成金を除外する制度改正を行いました(NPO法施行令、NPO法施行規則を改正。令和2年4月1日施行)。

パブリックサポートテスト(PST)の判定に休眠預金等活用制度に基づき事業を実施するために受け取った助成金(休眠預金等交付金関係助成金)が影響を与えないようにするため、当該助成金を算定式から除外することとなります。

(問18) パブリック・サポート・テスト(PST)の判定に当たって、絶対値基準を採用する予定ですが、寄附者数は具体的にどのように算出すればよいのでしょうか。

(答) 絶対値の具体的な水準は、実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であることとされています。

したがって、実績判定期間内においてこの水準を満たすかどうかは、次の算式に当てはめて判定することとなります。

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が
3,000 円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け
取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助
成金の額を加算した金額以上）の寄附者の合計人数

× 12

≥ 100 人

実績判定期間の月数

※ 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月としてください。

なお、寄附者数のカウントに当たっては、次の点に注意してください。

- ① 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附者のみを数えます。
- ② 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
- ③ 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。

(問 19) パブリック・サポート・テスト（PST）について絶対値基準を採用した場合、寄附者数に含めた者・含めなかった者の区別を寄附者名簿に記載する必要がありますか。

(答) 絶対値基準による場合であっても、法令上、寄附者名簿への明記は特に必要とされていません。しかしながら、寄附者数のカウントに当たっては、

- ① 寄附者の氏名（法人・団体にあっては、その名称）及びその住所の明らかな寄附者のみを数える。
- ② 寄附者の数は、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人とする。
- ③ 認定申請を行う NPO 法人の役員又は役員と生計を一にする者が寄附者である場合には、その者を寄附者の数に含めない。

といった点に注意していただく必要があります、認定審査に当たって、所轄庁から、寄附者数の算出方法等について確認させていただく場合があります。

そのため、寄附者数の算出方法等が分かる何らかの資料の作成・保管（寄附者名簿に明記していただく方法でも構いません。）をお願いいたします。

(問 20) 絶対値基準において寄附者数を算出するに当たり、役員からの寄附金かどうか、生計を一にするかどうかは、いつの時点で判断すればよいのでしょうか。

(答) 寄附をしたときの現況で判断することになります。

したがって、事業年度末において役員であったとしても、寄附をしたときに役員でなければ、絶対値基準の計算上は、寄附者数に含めて差し支えありません。

また、生計を一にするかどうかについては、原則として、寄附をしたときの現況で判断していただくこととなりますが、生計を一にするかどうかは、寄附をした時点の現況だけで判断することが難しい場合もありますので、前後の生活状況等を踏まえた上で判断していただいて差し支えありません。

(注) 寄附者名簿など外形的な情報に基づき寄附者数をカウントする場合、生計を一にするかどうかの一義的な判断は、姓及び住所が同一かどうかで判断して差し支えありません。

(問 21) 寄附者（又は役員）と生計を一にする者とは具体的にどのような者を指すのでしょうか。

(答) 寄附者（又は役員）と生計を一にする者とは、寄附者（又は役員）と日常生活の資を共通にしている者をいいます。

したがって、同居していなくても仕送り等により日常生活の資を共通にしている場合には、その者は生計を一にする者となります。

(注) 「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではありません。

で、次のような場合には、それぞれ次によります。

- (1) 勤務、修学、療養等の都合上、他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であつても次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとされます。
 - イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合
 - ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合
- (2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとされます。

(問 22) 絶対値基準において、同一人物が年度をまたいで数回に分けて寄附している場合、寄附者数はどのように計算するのでしょうか。

(答) 寄附金の額が 3,000 円以上かどうかは、実績判定期間内の各事業年度ごとの合計額で判定することとなります。

したがって、例えば、3 月決算（実績判定期間が平成 28 年 3 月期、平成 29 年 3 月期の 2 事業年度とします）の法人が、寄附者 A さんから以下のように 5 回に分けて合計 10,000 円の寄附を受けた場合、平成 28 年 3 月期は合計 8,000 円の寄附金となりますので、寄附者数に含めますが、平成 29 年 3 月期は合計 2,000 円の寄附金となりますので、寄附者数に含めないこととなります。

《寄附者 A さんからの寄附内訳》

事業年度	寄附年月	寄附金額	備 考
平成 28 年 3 月期	平成 27 年 5 月	2,000 円	合計 8,000 円 $\geq$ 3,000 円 ⇒ 1 人としてカウント
	平成 27 年 8 月	2,000 円	
	平成 27 年 10 月	2,000 円	
	平成 28 年 2 月	2,000 円	
平成 29 年 3 月期	平成 28 年 5 月	2,000 円	合計 2,000 円 $<$ 3,000 円 ⇒ 1 人としてカウントしない

(問 23) 近所にお住まいのご夫婦から 3,000 円（夫から 2,000 円、妻から 1,000 円）の寄附金を受領しました。この場合、寄附者単位で見ると 3,000 円未満の寄附となるため、絶対値基準においては、寄附者に含まれないのでしょうか。

(答) 絶対値基準における寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えることとなります。また、その場合、年 3,000 円以上の寄附金額かどうかについては合計金額で判断することとなります。

したがって、お尋ねの場合、ご夫婦で合計 3,000 円の寄附を行っていますので、ご夫婦を絶対値基準における寄附者に含めることができますが、寄附者の数については「一人」として数えることとなります。

(問 24) 条例による個別指定とはどのようなものですか。

(答) 条例による個別指定とは、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる NPO 法人として、これらの寄附金を定める条例により定められている場合、認定に係る PST 基準を満たすものとして認められるというものです。

なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる NPO 法人の名

称及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。

※香川県では、条例による個別指定はしていません。

(問 25) 条例の個別指定を受けた NPO 法人ですが、条例を制定した都道府県（又は市区町村）内には当 NPO 法人の事務所はありません。この場合でも、パブリック・サポート・テスト（P S T）基準を満たすこととなりますか。

(答) 条例個別指定を受けたことによりパブリック・サポート・テスト（P S T）を満たすこととなる NPO 法人は、条例を制定した都道府県（又は市区町村）の区域内に事務所^(註)を有する NPO 法人に限られます。

したがって、条例を制定した都道府県（又は市区町村）の区域内に事務所を有さない場合には、他のパブリック・サポート・テスト（P S T）（相対値基準又は絶対値基準）を満たす必要があります。

(注) 定款において定められた事務所（主たる事務所が従たる事務所かは問いません。）をいいます。

(問 26) 条例による個別指定はいつの時点で受けていけばよいのですか。

(答) 認定申請書を提出する日の前日において、個人住民税の寄附金税額控除の対象として都道府県又は市区町村の条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている^(註)必要があります。

(注) その条例が、地方自治法第 16 条《条例及び規則の公告式》に基づき公布され、かつ、施行されていることをいいます。

(問 27) 運営組織に関する要件のうち「配偶者及び3親等以内の親族」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。

(答) 例えば、NPO 法人の役員が 8 名いるとして、その中に Y さんの夫である A さんと、Y さんのいとこの B さん、B さんの長男の C さんがいます。なお、Y さんは当該 NPO 法人の役員とはなっていません。

このような役員構成の場合には、B さんと C さんは親族となります（1 親等の血族）が、A さんは B さん及び C さんと親族関係はありません（4 親等及び 5 親等の姻族となります。）。

したがって、「配偶者及び 3 親等以内の親族」に該当する人数は 2 人となります（法 45①三イ(1)）。

(注) 35 頁の《3 親等以内の親族図》を参照ください。

(問 28) 運営組織に関する基準のうち「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。

(答) 例えば、NPO 法人の役員が 10 名いるとして、その中に株式会社 X の役員である A さんと B さん及び A さんの長男である C さんがいます。

このような場合には、株式会社 X を「特定の法人」とみると、A さん及び B さんは株式会社 X の役員であることから「その法人の役員又は使用人である者」に該当し、C さんは A さんの長男であることから「これらの者と親族関係を有する者」に該当することになります。

したがって、「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」に該当する人数は 3 人となります（法 45①三イ(2)）。

(注) 「特定の法人」には、地方公共団体も含まれます。

(問 29) 経理に関する基準に「公認会計士又は監査法人の監査を受けていること」というものがありますが、小さな規模の法人でも必ず監査は受けなければならないのでしょうか。

(答) 会計については、公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は青色申告法と同等

の帳簿書類を備え付けてこれに取引を記録し、当該帳簿書類を保存していることが認定基準ですので、後者の認定基準を満たしていれば、必ずしも公認会計士等の監査を必要とするものではありません(法45①三ハ、法規20)。

(問30) 経理に関する基準に「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われている」こととありますが、どのような帳簿書類の備付けなどが必要ですか。

(答) 青色申告法人の帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について、その具体的な内容は以下のとおりです。

- ① 資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を複式簿記の原則に従って、整然と、かつ、明りように記録し、その記録に基づいて決算を行うこと(法人規53)。
- ② 仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、取引に関する一定事項を記載すること(法人規54、同別表二十)。
- ③ 仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載し、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載すること(法人規55)。
- ④ たな卸表を作成すること(法人規56)。
- ⑤ 一定の科目をもって貸借対照表及び損益計算書を作成すること(法人規57、同別表二十一)。
- ⑥ 帳簿書類を7年間整理保存すること(法人規59)。

(注) NPO 法上の活動計算書を作成していれば、⑤の損益計算書を作成していることとして取り扱っても差し支えありません。

(問31) 将来の特定非営利活動事業に充てるための積立金は、認定基準等のうち、「総事業費のうち80%以上を特定非営利活動事業費に充てること」及び「受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動事業費に充てること」の両基準において「特定非営利活動事業費」に含めることができますか。

(答) NPO法人の特定非営利活動において、その法人の将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てる場合も考えられます。

このような場合、当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりませんが、積立金の使用目的(その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること)や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続きを踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えありません。

なお、この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費消(資産の取得等を含みます。)し、かつ、活動計算書において費用(取得資産に係る減価償却費を含みます。)として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いたところで「総事業費の80%基準」等の判定をする必要があります。

(問32) 役員が認定又は特例認定の取消しを受けた他の法人の理事を兼ねていたことを知らなかった場合であっても、その法人は欠格事由の対象となるのでしょうか。

(答) 他の認定 NPO 法人等が認定等を取り消された場合において、当該認定等の取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該他の認定 NPO 法人等のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないものが役員に在る認定 NPO 法人等は、義務的取消しの対象となります(法47一イ、67①一)。

しかしながら、義務的取消しであっても欠格事由に該当する疑いがあれば即座に取り消されるわけではなく、義務的取消しという不利益処分については、原則として、所轄庁は聴聞による事実確認を行うことが必要であり、欠格事由に該当するかは聴聞を踏まえて判断されることとなります。

したがって、認定又は特例認定の取消しに関する聴聞手続きが行われる前に、その役員を解任するなどの措置をとっていれば、義務的取消しの対象とならず、欠格事由の対象とはなりません。

(問 33) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの（法第 47 条第 4 号）とはどのような状態をいうのですか。

(答) 法第 47 条第 4 号でいう国税又は地方税の滞納処分が執行されているものとは、その法人が国税又は地方税を完納しない場合に租税債権の強制的実現を図るため、各行政機関が財産の差押え、交付要求（参加差押えを含みます。）、換価、配当等の行政処分を執行している状態をいいます。

(問 34) 活動計算書と収支計算書では認定基準等の計算の仕方は違うのですか。

(答) 認定等の審査は提出されている活動計算書又は収支計算書に基づいて行われるものであり、書類の違いにより認定等の基準が変わることはありません。

(問 35) 事業年度終了後の報告のほかに、認定 NPO 法人等が所轄庁に提出しなければならない書類はありますか。

(答) 認定 NPO 法人等は、助成金の支給を行ったときには、所轄庁の条例で定めるところにより、支給後遅滞なく、助成金の実績を記載した書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません（法 55②、62）。

そのほか、名称変更した場合など一定の場合に該当するときは、所轄庁等に届出をする必要があります。

(問 36) 認定 NPO 法人等が寄附者に対して発行する領収書には、形式の定めはありますか。

(答) 認定 NPO 法人等が発行する領収書は、特に形式は問いませんが、措規上、「…認定特定非営利活動法人等の行う措法第 66 条 11 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨の当該認定特定非営利活動法人等が証する書類」とされていることから、認定 NPO 法人等の名称、所在地、所轄庁からの認定等通知書に記載された番号、認定年月日、受領した寄附金の額及び受領年月日並びにどのような特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金であるのかが記載されている必要があります。また、認定 NPO 法人等寄附金控除（税額控除）の適用を受けるためには、領収書に寄附者の氏名と住所も記載する必要があります（措規 19 の 10 の 3、22 の 12）。

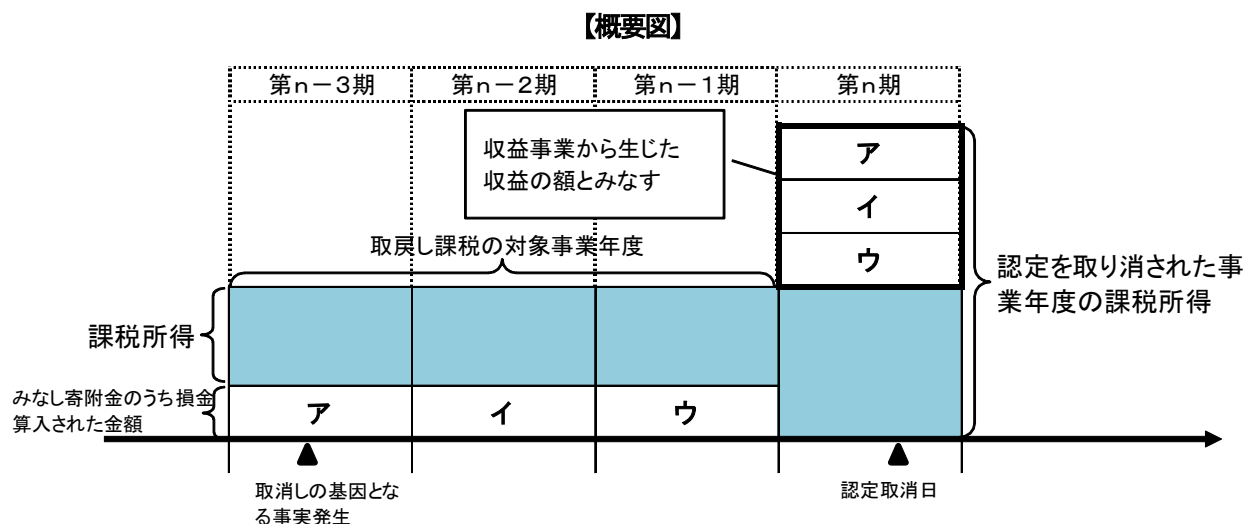
個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行うこととなりますが、その場合の記載事項については、住所地の市区町村にお問い合わせください。

(問 37) 認定が取り消された場合の取戻し課税とはどのような制度でしょうか。

(答) 認定 NPO 法人の認定が取り消された場合に、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額^(註)のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額を、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業から生じた収益の額とみなし、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する制度をいいます（措法 66 の 11 の 2③④⑤）。

この制度は、平成 23 年 6 月 30 日以後に認定を取り消された NPO 法人の、平成 23 年 6 月 30 日以後

(注) みなし寄附金の額とは、収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動事業に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます。(53 頁を参照してください。)



(答) 寄附金を支出した者等の所得税、法人税、相続税及び個人住民税の確定申告等において、次の手続を行う必要があります。

寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨（その特定寄附金が認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。）、②その金額及び受領年月日を認定NPO法人等が証した書類を添付又は提示する必要があります（所令262①、所規47の2③）。

寄附者は、認定NPO法人等に現物資産を寄附した後、みなし譲渡所得税の非課税承認申請書に、認定NPO法人等から交付された基金証明書の写し等を添付し、寄附者の所轄税務署を経由し国税庁長官に対して、当該寄附資産について、非課税承認の申請を行います（措法40）。

寄附金の支出をした日を含む事業年度の確定申告書に特別損金算入限度超過額の計算上、寄附金の額の合計額に算入されない金額（特定公益増進法人又は認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額のうち特別損金算入限度額を超える金額をいいます。）を記載し、その寄附金の明細を添付しなければなりません。また、認定NPO法人等が発行するその寄附金が特定非営利活動に係る事業に

関連する寄附金である旨等を記載した証明書を保存しておく必要があります（法人法 37⑨、措規 22 の 12③）。

ニ 相 続 税

相続税の申告書に特例措置の適用を受けようとする旨等を記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定 NPO 法人（特例認定 NPO 法人は対象となりません。）が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります（措法 70⑤⑩、措規 23 の 5）。

ホ 個人住民税

個人が条例により指定された認定 NPO 法人等に対する寄附金を支出した場合は、所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です）。ただし、控除対象となるかどうかは自治体によって異なりますので、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。個人住民税控除の適用が受けられる時は、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行うこととなります（この場合、所得税の控除は受けられません）。

（注） 条例で個別に指定された認定 NPO 法人等以外の NPO 法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります。（49 頁～52 頁をご覧ください。）

（問 39）認定又は特例認定の取消しを受けた NPO 法人は、二度と認定を受けることはできないのでしょうか。

（答） 認定等の取消しを受けた場合は欠格事由に該当することとなりますが、認定等の取消しの日から 5 年を経過した法人は認定の申請を行うことができます（法 47 二）。

なお、認定等を受けたことがある法人は特例認定を受けることができないため、再度特例認定の申請を行うことはできません（法 59 三）。

（問 40）どのような場合に認定、特例認定は取り消されますか。

（答） ① 次の場合には、認定又は特例認定が取り消されることとなります（法 67①）。

イ 欠格事由（認定等を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しないものを除きます。）のいずれかに該当するとき

ロ 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新又は合併の認定を受けたとき

ハ 正当な理由がなく、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事による命令に従わないとき

ニ 認定 NPO 法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき

② 次の場合には、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます（法 67②）。

イ 法第 45 条第 1 項第 3 号、第 4 号イ若しくはロ又は第 7 号に掲げる認定基準等に適合しなくなったとき

ロ 法第 29 条の事業報告書等の提出、法第 52 条第 4 項又は第 54 条第 4 項の閲覧の規定を遵守していないとき

ハ 上記②イ及びロに掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

（問 41）認定基準等に適合しなくなった場合や、認定法人等としての義務違反があった場合、勧告・命令を経ずに取消しが行われることはありますか。

(答) 認定の基準等に適合しなくなった場合や事業報告書等を所轄庁に提出していないなどの義務違反があった場合には、所轄庁は認定等を取り消すことができるとされています(法 67②)。

通常、認定基準等を回復することが十分に期待される場合や、義務違反行為を発生させるに至ったものの、再発防止策や法令遵守体制の整備が十分に講じられ、今後の是正が十分期待しうるような場合には勧告、命令等が措置され事後の適正な発展を期することとなりますが、認定 NPO 法人等の行為等が著しく悪質である等の場合には勧告、命令等の段階的な処分を前置することなく認定等を取り消されることがあります。

(問 42) 事業年度の途中で役員の親族割合基準を満たさなくなった場合、直ちに認定取消しとなるのでしょうか。

(答) 役員の親族割合基準を満たさない場合には、所轄庁は認定等を取り消すことができるとされています(法 67②)。

なお、何らかの理由で理事が欠けた場合に、結果として親族割合が変動してしまう場合などが考えられ、そのような場合には法人の努力や所轄庁の指導監督で改善が期待されることが少なくないことから、事態の度合いに応じて所轄庁が取消しの必要性を判断することとなります。

(問 43) 認定 NPO 法人等の合併認定等の基準適合は、どのように判定するのですか。

(答) 合併により設立された NPO 法人又は合併後存続する NPO 法人が合併の認定を受けようとする場合は、その所轄庁に認定の申請を行う必要があります。当該法人について、①合併後の期間については、合併後の NPO 法人、②合併前については、次表の判定方法によって、基準の適合を判定します(127 頁参照)。

認定基準		合併前の判定方法
パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準（一号基準）		各合併消滅法人（合併後存続したNPO 法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する基準（三号基準）		各合併消滅法人（合併後存続したNPO 法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）のそれぞれについて判定します。
基準（四号基準） 事業活動に関する	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
基準（五号基準） 情報公開に関する	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。）	各合併消滅法人（合併後存続したNPO 法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）のそれぞれについて判定します。

ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	各合併消滅法人（合併後存続したNPO 法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）（実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていた期間が含まれるものに限りです。）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）	各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）	

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併新設法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人（合併後存続したNPO 法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。